第３節 いきいきと暮らすための自立と活躍の促進

Ⅰ　教育・育成

１　障がい児支援の充実

現状と課題

○　旭川市子ども総合相談センターにおいて，子どもの発達や子育て，学校生活に関することなどについて，子ども自身，保護者，子ども・子育てに関わる方からの相談を受け付けています。

○　障がいのある子どもに対しては，できるだけ早期に，特に発達期にある乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって，障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図り，将来への社会参加へとつなげていく必要があります。
　このため，健康診査等により早期発見を図るとともに，障がいの程度に応じ，適切な療育を実施する体制の整備を図ることが重要です。

○　本市では，保育所や幼稚園等において，受入れ可能な障がいのある子どもに対する特別支援保育・教育を実施しており，年々そのニーズは高くなっています。
　障がいのある子どもの療育の場であるとともに，地域に出ていく支援など地域の中核的な療育支援施設として，市立では児童発達支援センター「旭川市愛育センター」があります。

○　障がいのある子どもに対する支援を行うためには，妊娠期から子どもの学校卒業後にわたって，保健，医療，福祉，教育等の関係機関が連携をとりながら障がいのある子ども及びその保護者に対する相談及び支援を行うことが重要であり，そのためにも切れ目のない相談支援体制を整備することが必要です。

○　平成 28 年６月の児童福祉法の改正によって，新生児特定集中治療室（ＮＩＣＵ）等への長期間入院後に，人工呼吸器や胃ろう等を使用し，たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアを受けながら在宅生活を送る障がい児（以下「医療的ケア児」という。）が安心して必要な支援を受けるために，行政機関及び関係事業者は緊密な連携を行うこととされています。

施策の方向

　就学前の障がいのある子どもへの療育は，次のライフステージである学齢期以降に向けてのスタートラインと位置付け，本人が将来的に安心して社会参加でき

るよう,早期の相談により障がいの程度に応じたきめ細やかな支援を実施するとともに，就学後においても放課後等デイサービス等における切れ目ない療育を行います。

具体的施策

（1） 相談支援体制の充実

援助が必要な子どもを早期に発見し，子どもの心身の状況や本人及び家族の希望に応じた発達支援を提供するための相談体制を構築し，保護者の支援の充実を図ります。

（2） 特別支援保育・教育に従事する保育士等の資質の向上

特別支援保育・教育に従事する保育所や幼稚園等の保育士等の障がいに対する理解を深め，行動の意味をくみ取りながら適切に対応できるよう，研修や講演会等への参加を働きかけます。

（3） 関係機関との連携の強化

特別な支援を必要とする子どもに発達支援を行うため，保健，医療，福祉，教育等の関係機関，発達障害者支援道北地域センター，家族会等との連携を強化し，関係機関の相互理解と地域療育の向上を図ります。

（4） 療育機関の専門性の向上

早期療育機関である旭川市愛育センターは，地域の幼稚園・保育園と連携し合い，一人一人のニーズに応じた適切な支援を行います。

（5） 療育体制の整備

乳幼児期から一貫した支援体制がとれるよう，保健・福祉・教育の役割と機能を踏まえ，それぞれ連携しながら支援を行っていきます。

（6） 医療的ケア児に対する総合的な支援体制の検討（新）

医療的ケア児がより安心して必要なサービスを利用するために求められる支援体制の在り方等について，保健，医療，障がい福祉，保育，教育等の関係機関による協議の場で検討を行います。

2 学校教育の充実

現状と課題

○ 児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し，適切な指導や支援を行うため，各

学校に特別支援教育コーディネーターを配置しているほか，就学時や在学中において特別支援教育相談員による相談や，教育支援懇談会における専門家の意見聴取などを行っているところです。

また，旭川市子ども総合相談センターや，医療，福祉等の関係機関とも連携した相談体制の構築を一層進めていく必要があります。

○　障がいのある児童生徒については，その能力や可能性を最大限伸ばし，自立して社会参加するために必要な力を培うため，一人一人の障がいの程度に応じ，特別支援学校，小・中学校の特別支援学級及び通級指導教室において特別な教育課程のもと指導が行われているほか，本人保護者の意向を尊重した中で通常の学級における支援も実施しているところです。こうした支援を実施するための合理的配慮の基礎となる教材や施設，設備等の教育環境についても可能な限り障がいに配慮した整備を図っていく必要があります。

○　障がい者アンケート調査で，障がいのある人に対する市民の理解が深まるために必要なことについては，「教育の充実」が最も多く，身体障がいのある人では36.3%，知的障がいのある人では42.1%，精神障がいのある人では39.8%となっています。

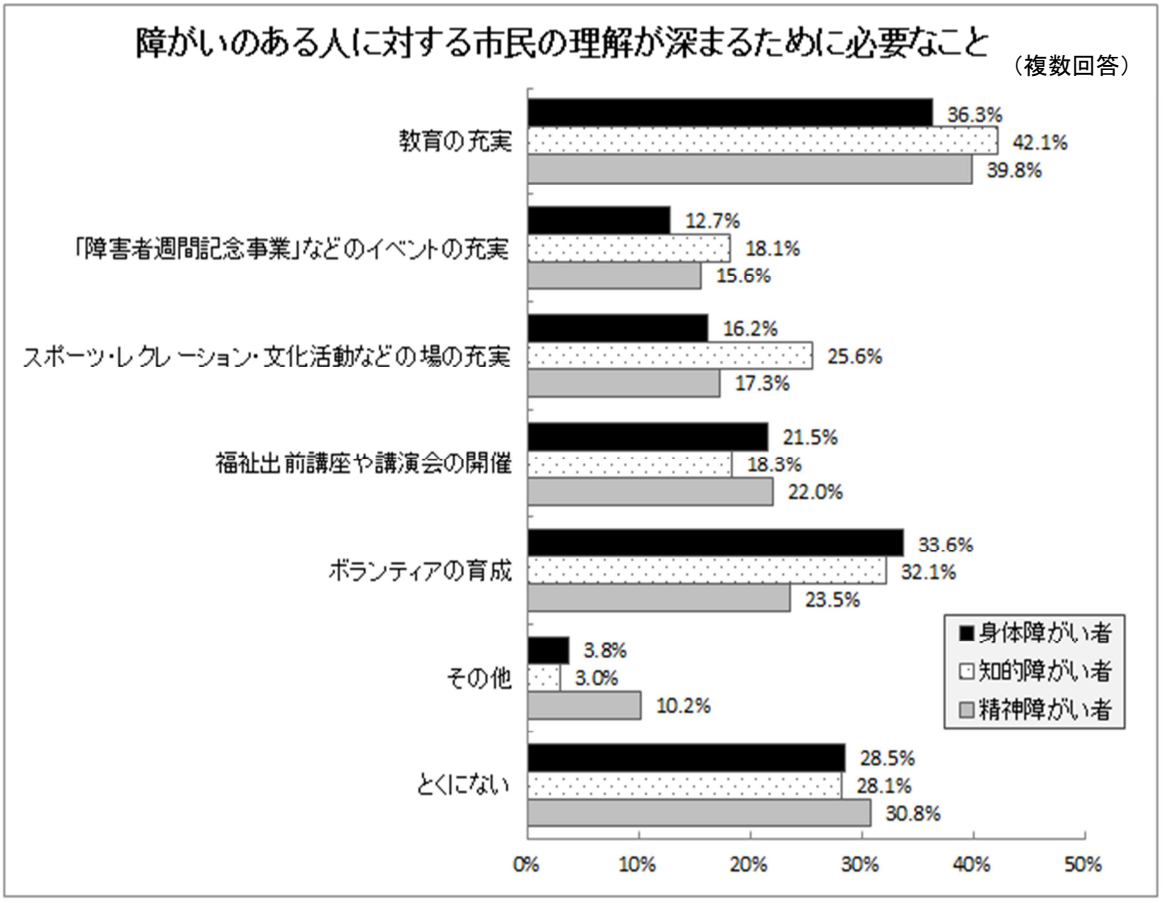

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　市民アンケート調査で，障がい者への理解を促進するために必要な取組については，「障がいのある児童生徒とない生徒が相互理解を深める交流教育を促進する」が 44.6%と最も多くなっています。

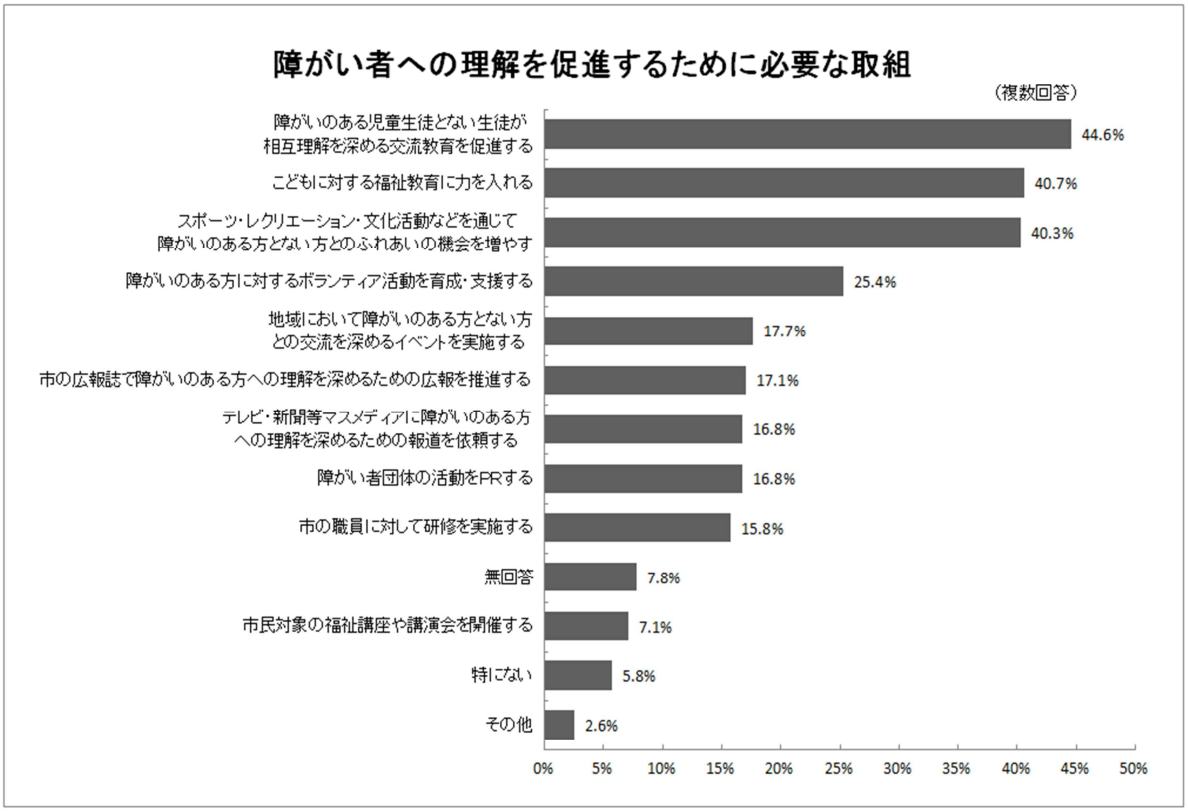

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する市民アンケート調査

○　障がいのある子どもが障がいのない子どもや地域の人々と可能な限り共に過ごしたり交流したりすることは，お互いを正しく理解し，共に助け合い，支え合って生きていく大切さを学ぶ重要な機会であり，全ての子どもの社会性や豊かな人間性を育む上で大きな意義があります。

○　条約第 24 条において，人間の多様性の尊重等の強化，障がい者が精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みをインクルーシブ教育システムとしています。

○　北海道に対し，全市を挙げて誘致活動を行っていた北海道旭川高等支援学校が，平成 28 年４月に開校しています。本市では，同校卒業後の多様な進路を確保するため，在校生の職場実習受入れや卒業生の会計年度任用職員等としての任用をしています。

施策の方向

就学時の教育相談等を通じて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，本人や保護者の意向を最大限尊重し，一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場において適切な指導や支援を行うため，合理的配慮の基となる基礎的環境整備を進め，できるだけ共に教育を受けられるよう配慮するとともに,交流及び共同学習を推進します。

具体的施策

（1） 学校と関係機関との連携による相談支援体制の構築

学校と旭川市子ども総合相談センターや，医療，福祉等の関係機関とも連携した相談体制の構築を図ります。

（2） 教職員の専門性と資質の向上

障がいの重度・重複化や発達障がい等，子どもの特別な教育的ニーズに応じた多様な教育を充実させるため，専門研修や職務・役割に応じた多様な研修の実施など，教職員の専門性と資質を一層高めるための取組を推進します。

（3） 社会への移行支援

特別支援学校高等部の卒業生の多様な進路を確保するため，学校と行政等の連携の強化を図ります。

（4） 特別支援学級等の開設及び特別支援教育補助指導員の配置（新）

障がいのある児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた指導を行うため，障がい種別に応じた特別支援学級や通級指導教室の開設とともに，特別支援教育補助指導員の配置に努めます。

（5） 医療的ケア児童生徒への対応（新）

医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学校生活を過ごせるよう，必要に応じて看護師資格を有する職員の配置に取り組みます。

（6） 交流及び共同学習の推進

障がいのある児童生徒が，一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた教育を受けながら，できるだけ障がいのない児童生徒と共に過ごしたり交流したりできる教育を推進します。

Ⅱ　雇用・就労支援

1　障がい者雇用・就労の促進

現状と課題

○　障がいのある人の雇用については，障害者雇用促進法に基づき，民間企業，国，地方公共団体等は一定割合以上の障がいのある人を雇用しなければならないこととされています。

一般の民間企業における障がいのある人の法定雇用率は 2.3%で，本市における実雇用率は，平成 30 年が 2.19%，令和元年 2.54%，令和２年 2.74%となっています。

また，本市における法定雇用率達成企業の割合は，平成 30 年が 52.3%，令和元年 56.1%，令和２年 61.2%となっています。

○　平成 30 年４月から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者が追加されました。また，令和３年３月から法定雇用率の達成が求められる民間企業の従業員規模が 43.5 人以上となりました。

障害者雇用促進法に基づく雇用率

（令和３年３月１日以降適用）

民間企業	２．３％（43.5 人以上の規模の企業）
国・地方公共団体・特殊法人等	２．６％
都道府県等の教育委員会	２．５％

民間企業における障がいのある人の雇用状況

（各年６月１日現在）

		企業数（企業）	対象労働者数（人）	障がい者数（人）	実雇用率（%）	法定雇用率達成企業の割合（%）
旭川市	令和２年	209	27,186.5	744.5	2.74	61.2
	令和元年	212	27,623.0	702.5	2.54	56.1
	平成30年	220	28,382.5	621.0	2.19	52.3
北海道	令和２年	3,734	663,250.0	15,574.5	2.35	50.9
	令和元年	3,735	658,720.0	14,969.5	2.27	50.4
	平成30年	3,713	654,625.0	14,387.5	2.20	48.3
全　国	令和２年	102,698	26,866,997.0	578,292.0	2.15	48.6
	令和元年	101,889	26,585,858.0	560,608.5	2.11	48.0
	平成30年	100,586	26,104,834.0	534,769.5	2.05	45.9

資料：北海道労働局

（注）　1　「対象労働者数」とは，常用労働者総数から除外相当数（身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた法定雇用障がい者数の算定の基礎なる労働者数である。

2　「障がい者数」とは，身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者の計であり，短時間労働者以外の重度身体障がい者及び重度知的障がい者については法律上，１人を２人に相当するものとしてダブルカウントを行い，重度以外の身体障がい者，知的障がい者及び精神障がい者である短時間労働者については法律上，１人を 0.5 人に相当するものとして 0.5 カウントを行っている。

○　令和元年６月に，障害者雇用促進法が改正され，国及び地方公共団体が率先して障がいのある人を雇用する責務が明示され，令和２年３月，厚生労働大臣が作成する指針に即して「旭川市障がい者活躍推進計画」（令和２年度～令和３年度）を策定しました。

○　障がい者アンケート調査で，「仕事をしている」人は，身体障がいのある人では 16.1%（16.2%），知的障がいのある人では 42.2%（58.7%），精神障がいのある人では 35.4%（27.6%）となっています。

※　（　）内の数値は，平成 27 年に実施した第３次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果

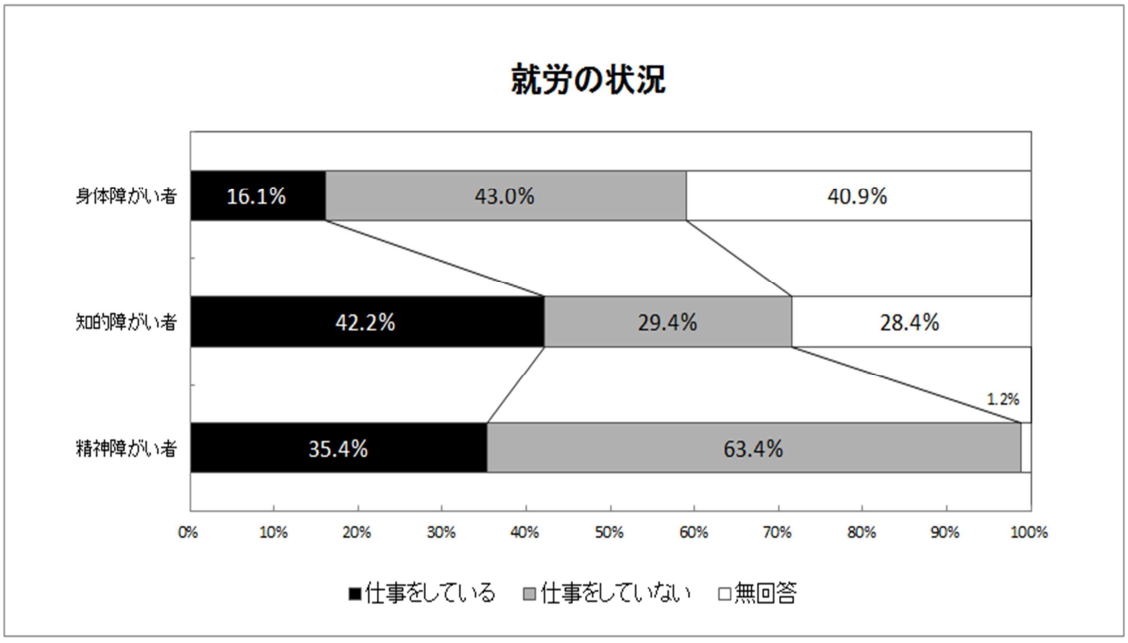

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　就労形態としては，身体障がいのある人では「会社や団体等の正規の従業員」32.0%（26.8%）が最も多く，次いで「パート，アルバイト，契約社員」30.5%（29.9%），「自営業者」12.5%（12.7%）の順となっています。

知的障がいのある人では「就労支援事業所で就労」が最も多く 60.1%（55.6%），

次いで「パート，アルバイト，契約社員」25.1%（18.4%）の順となっています。

精神障がいのある人では「就労支援事業所で就労」が最も多く 42.5%(63.4%)，次いで「パート，アルバイト，契約社員」36.8%（17.7%）の順となっています。

おおむね，身体障がいのある人は，企業等で就労する人が多く，知的障がいのある人や精神障がいのある人は，就労支援事業所が多くなっています。

また，身体障がいのある人は「会社や団体等の正規の従業員」，知的障がいのある人や精神障がいのある人は「パート，アルバイト，契約社員」の割合が平成 27 年調査時と比較して増えています。

※　（　）内の数値は，平成 27 年に実施した第３次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果

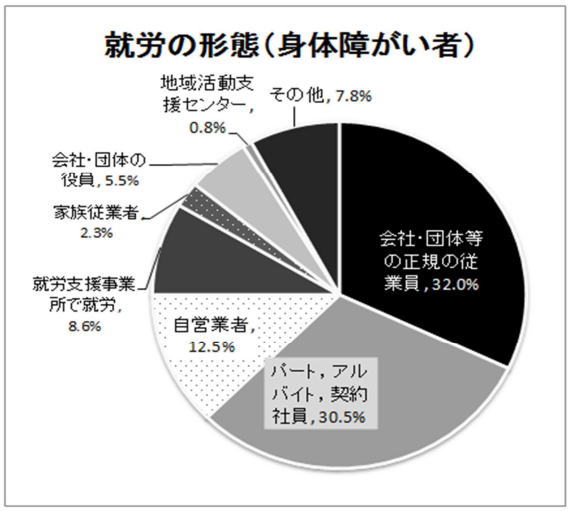

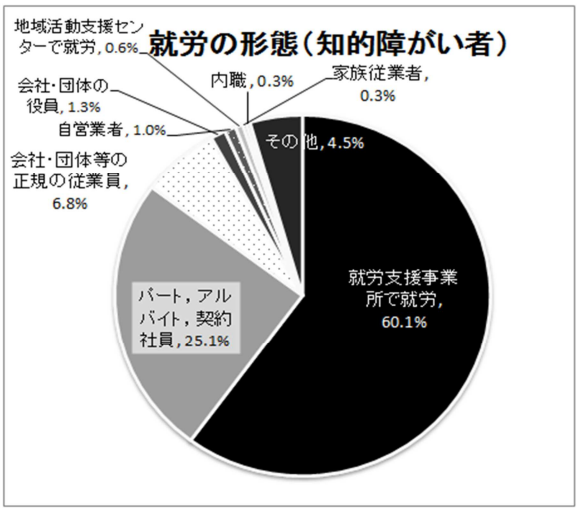

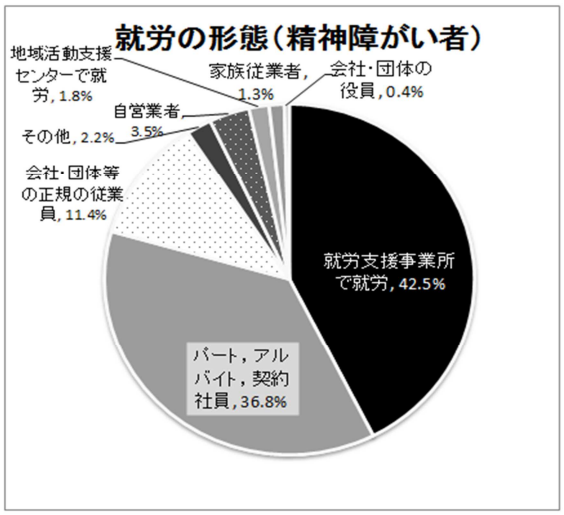

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　仕事をしていない理由としては，身体障がいのある人では，「高齢のため」が最も多く 43.4%（46.6%），次いで「障がいのため」23.4%（21.3%），「病気のため」8.9%（9.9%）の順となっています。

知的障がいのある人では，「障がいのため」が最も多く 50.9%（48.6%），次いで「病気のため」（10.8%）と「自分の障がいにあった仕事がないため」（8.8%）

がいずれも 8.6%の順となっています。

精神障がいのある人では，「障がいのため」が最も多く 32.4%（36.8%），次いで「病気のため」25.7%（33.7%），「高齢のため」9.6%（8.8%）の順となっています。

いずれも仕事をしていない主な理由は「障がいのため」が上位となっていますが，一人一人がその能力を発揮して働くことができるよう，障がいの種別や程度に応じた対策を講じることにより，障がいのある人の就労は改善されるものと考えます。

※　（　）内の数値は，平成 27 年に実施した第３次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果

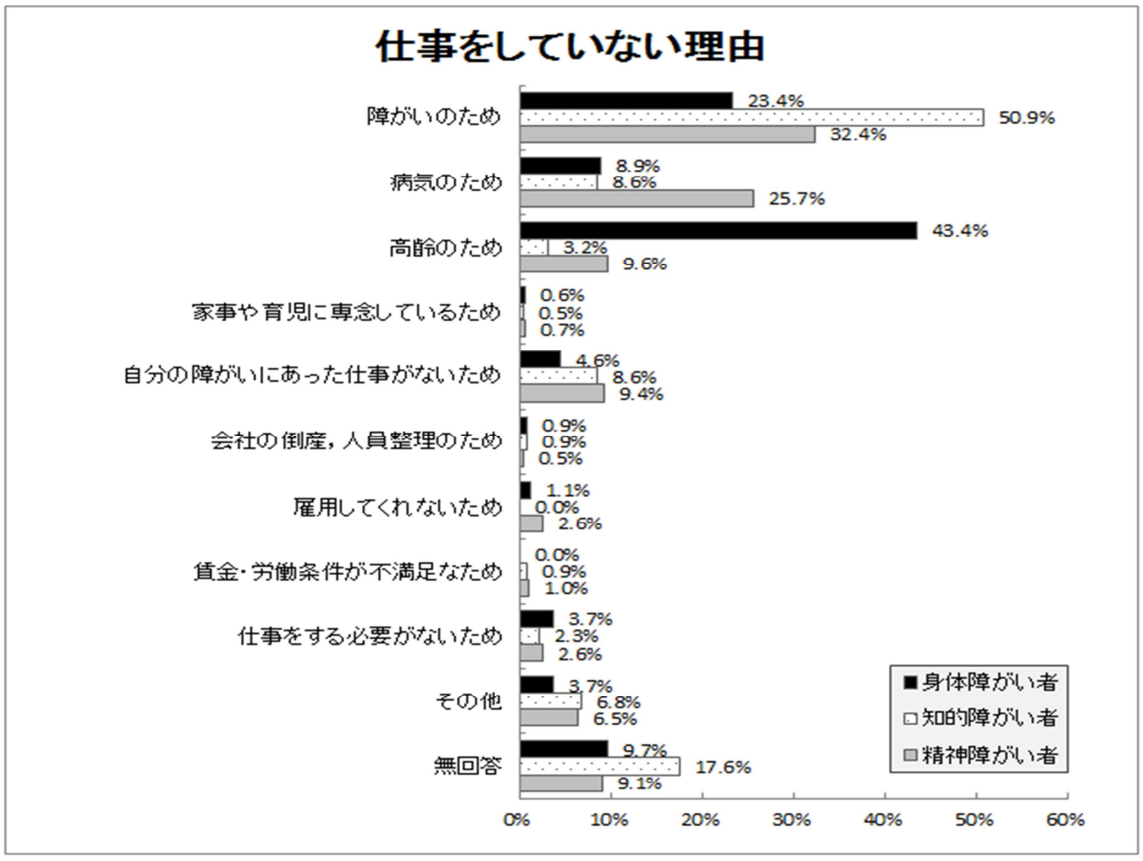

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　障がいのある人が仕事をする上で大切な環境としては，身体障がいのある人では，「障がいや健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多く 48.6%（31.7%），次いで「事業主や職場の人が，障がいのある方について十分理解していること」21.9%（38.1%），「働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られること」21.0%の順となっています。

知的障がいのある人では，「事業主や職場の人が，障がいのある方について十分理解していること」が最も多く 40.3%（53.5%），次いで「障がいや健康状態にあわせた働き方ができること」29.0%（34.0%），「働いた内容に見合う適切な

額の報酬が得られること」28.1%の順となっています。

精神障がいのある人では,「障がいや健康状態にあわせた働き方ができること」が最も多く 47.3%（48.1%），次いで「事業主や職場の人が，障がいのある方について十分理解していること」45.3%（48.9%),「働いた内容に見合う適切な額の報酬が得られること」34.5%の順となっています。

※　（　）内の数値は，平成 27 年に実施した第３次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果

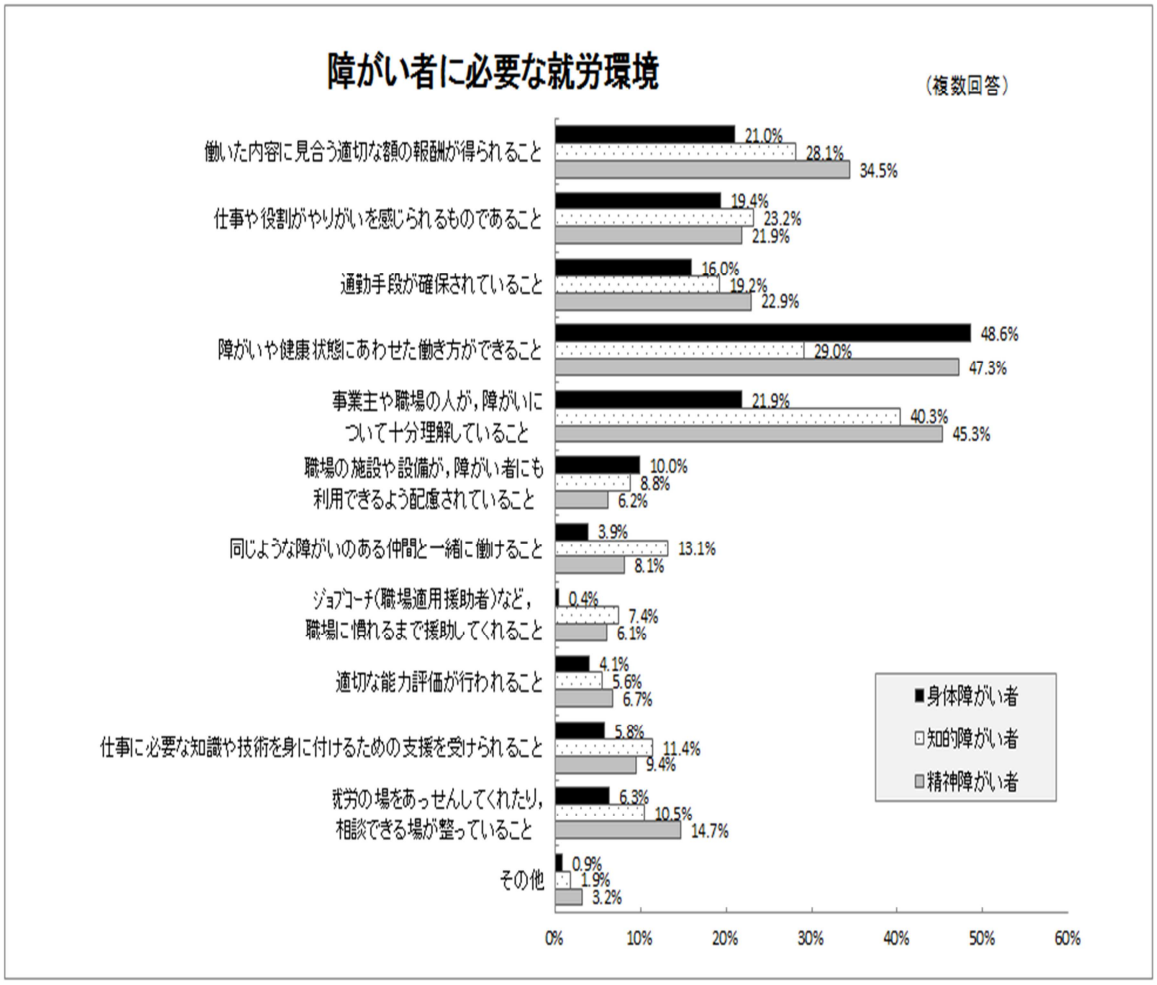

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　こうしたことから，障がいのある人にとって必要な就労環境は，事業主や職場の人が障がいのある人の雇用について十分な理解を持つとともに,障がいのある人が障がいや健康状態にあった働き方ができることや働いた内容に見合う適切な額の報酬を得られることにより，障がいのある人の雇用が図られ，職場への定着が促進されるものと考えます。また，就職や職場適応の就業面の支援だけでなく,生活習慣の確立や日常生活の管理などの生活支援と一体となった総合的な支援が展開できる体制づくりも必要です。

○　障がいのある人の雇用・就労の場としては，障がいの程度や特性により，「一般就労」と「福祉的就労」があり，「福祉的就労」の場となっている就労支援事業所については，障がいのある人の自立と活躍に向けた基盤として，仕事を通じて社会参加を進めていくという役割を担っていますが，本人の能力や意向に応じて「福祉的就労」から「一般就労」への移行を促進することが必要です。

○　本市においては，障がいのある人の任用や職場実習の受入れのほか，関係機関との連携，農福連携によるマッチング支援等，障がい者雇用の拡充に向けた多様な取組を通じて，障がいのある人の活躍を推進しています。

施策の方向

障がいのある人が能力を最大限に発揮し，社会で活躍できるよう，その特性に応じ，多様な働き方を可能にする支援の充実を図ります。

具体的施策

（1）　本市における障がいのある人の雇用の推進と職場環境の充実

障がいのある人の能力や適性に応じた雇用の場の確保とともに，旭川市障がい者活躍推進計画に基づき，障がいのある本市職員の職場環境の充実に努めます。また，市有施設における就労訓練事業については，継続して実施します。

（2）　旭川公共職業安定所との連携

障がい者雇用の未達成事業所の理解を深めるため，旭川公共職業安定所と連携を図りながらＰＲ活動を推進します。

（3）　職場実習の推進

就職を希望する障がいのある人が，民間企業において職場実習を行う機会の提供に努めます。

（4）　障害者就業・生活支援センターとの連携

上川中南部障害者就業・生活支援センターと連携し，就業や日常生活上の問題について，指導及び助言その他の必要な支援を行います。

（5）　北海道旭川高等支援学校等卒業後の就労に向けた支援

北海道旭川高等支援学校等の卒業生の一般就労促進のため，生徒の学校在学中から，民間企業で職場実習を行う機会を提供します。

２　福祉的就労の底上げ

現状と課題

○　福祉的就労の場である就労継続支援事業所においては，サービスの質を担保し，障がいの特性に応じた支援を行うことが求められます。

○　障害者優先調達推進法に基づき，「旭川市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め，障がい者就労施設等から物品及び役務の調達推進を図っています。

○　新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）の感染拡大以後，福祉的就労の場である就労継続支援事業所における多様な働き方の一つとして，障がいのある人が在宅での就労又は就労に向けた訓練をすることができるよう，テレワーク導入に向けた支援を行いました。

○　新型コロナウイルス感染症（ＣＯＶＩＤ－19）の感染拡大の影響による就労継続支援事業所における生産活動の停滞に伴い，福祉的就労の場の喪失や工賃の低下が懸念されることから，障がいのある人の就労機会及び工賃を確保する支援として，就労継続支援事業所と地場の染工場などの企業とがタッグを組み，旭川らしいデザインを施した部材をもとに，付加価値のある布マスクを作りあげることや就労継続支援事業所が簡易防護服を製作することを支援するとともに，地域イベントや福祉施設・市内小学校に配付するなど，完成品の活用を図りました。

施策の方向

福祉的就労の場は，障がいのある人の働く場，また，日中活動における活躍の場として大きな役割を担っていることから，引き続き支援します。

具体的施策

（１）　業務の委託等の推進

福祉的就労における工賃の向上に寄与するため，市内障がい者就労施設等に対する業務の委託・発注に努めます。

（２）　障害者優先調達推進法に基づく優先調達の推進

毎年度，市内障がい者就労施設等から調達可能な物品等に関する情報を集約し，積極的な調達に努めるとともに，市ホームページで調達実績を公表します。

（３） 一般就労への移行促進

企業での就労が可能な障がいのある人について，北海道や上川中南部就業・生活支援センター，就労移行支援事業所等と連携しながら，一般就労への移行を促進します。

（４） 授産製品の販路機会を確保するための支援

市が主催するイベント等において障がい者就労施設等の出店を支援することを通じて，販路機会の確保を図ります。

Ⅲ　社会参加・活躍

1　障がい者スポーツの振興

現状と課題

○　本市の障がい者スポーツの取組は，昭和 48 年度から身体障害者体育祭（平成９年度に障害者スポーツフェスタに改称）を開始し，また，昭和 50 年度に身体障害者球技大会（平成９年度に障害者球技大会に改称）を開始し，それぞれ事業の拡充を図ってきました。

現在は，障害者スポーツフェスタや障害者スポーツ記録大会，障害者スポーツ教室を開催するとともに，全道大会参加者への競技サポートなどを実施しています。

○　また，本市の事業とは別に，競技スポーツから障がいの種類や年齢を問わず楽しめるスポーツまで，様々な種目で障がい者スポーツの活動が行われています。

障がい者スポーツ関係機関・諸団体が活発な活動や支援に取り組むことで，スポーツを通じた障がいのある人の活躍の場が広がりを見せています。

○　競技スポーツについては，本市からパラリンピックや障がい者スポーツの世界大会へ出場する選手やメダリストが輩出されるなど，競技レベルの向上や専門性の高まりには著しいものがあります。

○　各種の障がい者スポーツ大会が本市で開催されており，特に障がい者クロスカントリースキーにおいては，アジア初のワールドカップとなる 2015ＩＰＣクロスカントリースキーワールドカップ旭川大会が開催されたほか，ジャパンパラクロスカントリースキー競技大会が３度開催されるなどの実績があります。

○　本市は，令和２年３月に「全ての市民が，自らの関心や適性，健康状態に応じて，共生の理念の下，生涯にわたりスポーツに親しむことができるような環境の整備が図られなければならない。」を基本理念とした旭川市スポーツ推進条例を制定しています。

○　スポーツやレクリエーションに参加することは，社会とのつながりを保つ大きな接点ですが，障がい者アンケート調査では，現在スポーツやレクリエーションを「している」人は，身体障がいのある人では 20.3％（21.6％），知的障がいのある人では 25.9％（32.8％），精神障がいのある人では 19.5％（18.5％），「していない」人は，身体障がいのある人では 69.9％（67.3％），知的障がいのある人では 63.3％（61.2％），精神障がいのある人では 78.6％（77.9％）となっており，スポーツやレクリエーションをしていない人が多数となっています。

※　（　）内の数値は，平成 27 年に実施した第３次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査結果

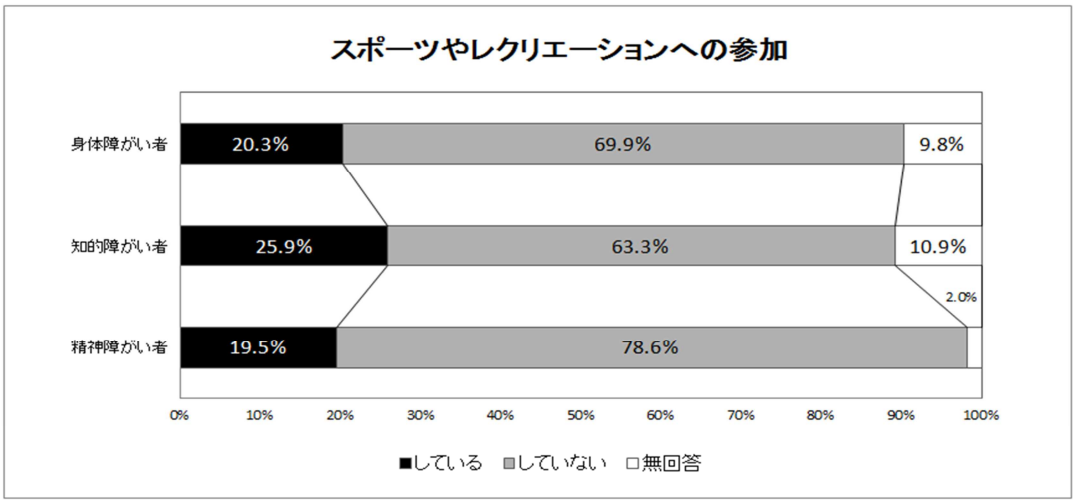

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　スポーツをする頻度について，障がい者アンケート調査では，スポーツを「している（週１回以上)」人は，身体障がいのある人では 30.0%，知的障がいのある人では 41.6%，精神障がいのある人では 32.4%，「していない（週１回未満又は全くしていない)」人は，身体障がいのある人では 48.9%，知的障がいのある人では 36.2%，精神障がいのある人では 56.5%となっています。

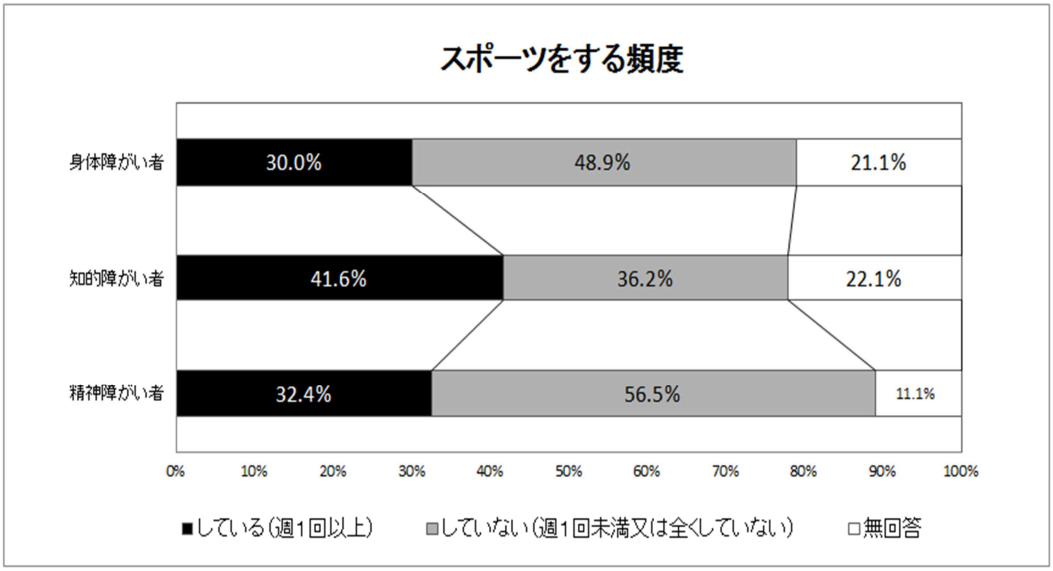

資料：第４次旭川市障がい者計画の策定に関する障がい者アンケート調査

○　このことから，障がい者スポーツをより広く積極的に推進していくためには，障がいの種別を超えて，また，行政の枠に留まらず，民間でも幅広く取り組んでいくことが必要であり，障がいのある人が気軽にスポーツに親しめるよう，周辺

環境の整備や障がい者スポーツ指導員の活動の場など，体制の整備を図ることが求められています。

施策の方向

障がい者スポーツを振興するため，障がいのある人が利用しやすい施設の整備や，情報の提供，障がい者スポーツ指導員が活動できる場の拡充を推進します。

具体的施策

（1） スポーツ施設のバリアフリー化の推進

スポーツ施設の整備に当たっては，利便性向上に配慮し，バリアフリー化を推進します。

（2） 障がい者スポーツの情報提供等

ライフステージに応じて身近にスポーツに親しみ，社会参加活動の場を広げることができるよう，関係団体と連携した障がい者スポーツ活動の情報提供や，活動の支援を行います。

（3） 障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充

障がいのある人の健康の維持・増進や生きがいづくりにつながるよう，障がいの特性に応じたスポーツ指導を行う障がい者スポーツ指導員の活動の場の拡充に努めます。

（4） 各種スポーツ大会等への障がいのある人の参加の支援

障がいのある人の全道規模の各種スポーツ大会への参加を支援します。

（5） スポーツ合宿等の誘致

本市における障がい者スポーツの活躍の場を拡充するため，スポーツ合宿等の誘致を推進します。

2 文化活動の振興

現状と課題

○ 文化活動は，障がいの有無にかかわらず様々な人々との幅広い交流が図られるものであり，文化活動を通して地域社会におけるノーマライゼーションの理念の普及を期待することができます。

障がいのある人の製作した作品等は，障がいのある人の生活を豊かにするだけ

でなく，障がいのない人への理解と関心を高める上で効果があります。

○　本市は，平成 28 年３月に「旭川市文化芸術振興基本計画」を策定し，障がいのある人が文化芸術活動に積極的に参加できるような環境づくりに努めることを基本方針としています。

○　旭川市障害者福祉センターおぴったでは，障がいのある人もない人も様々な文化活動に親しめるよう，陶芸室や和室，ギャラリーなどが整備されており，市民の文化活動の場となっています。

○　障がいのある人が文化活動をしようとする際に，様々な要因により自由な活動が制約されることがあります。そのため，ハード，ソフト等あらゆる面において，障がいのある人の文化活動における活躍の場を確保するための取組を進める必要があります。

施策の方向

障がいのある人の自立と活躍を促進するため，障がいのある人による文化活動を支援します。

具体的施策

（１）　文化施設のバリアフリー化の推進

文化施設の整備に当たっては，障がい者団体等の意見・要望を踏まえてバリアフリー化を推進します。

（２）　文化活動への参加の支援

様々な文化活動を展開している市民活動団体への障がいのある人の参加を支援するため，旭川市障害者福祉センターおぴったにおいて情報を提供します。

（３）　作品展等の発表機会の確保等

障がいや障がいのある人への理解と関心を高めるため，多くの市民が集まる場所で障がいのある人の作品展等を開催できるよう支援するとともに，イベント情報の広報に努めます。